

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880



126

12.27 大臣打合資料

極秘
10 部の内
5 号

一三三六六五号資料

四三・十二・二四 糸糸

以下は、沖縄に於ける米軍基地の取扱いに關し、觀念上考えられる類型的な場合の条約上の処理振舞を一度押付けてみたものであるが、それぞれの場合のヴァリエーション及び数個のコンビネーションがより多ることにもなるのである。

もつとも、例に依り「核付き」の場合に、軍事的観点から「核付き」なる事実及び具体的にいかなる内容の「核付き」であるかを文書で公示し得るものであるか疑問であるので、(事前協議制から包括的には必ずしも別として)はたして条文化に關連するものであるかの疑問があり(技術的に核装備懸念の寄附承認をいかに処理するかの問題もある。)、他方向本土なみ又は少なくとも返還時には

「核なし」で出発する案の場合に、核の不存在(撤去されたこと)をいかにして國民に説明し得るかの問題がある。

一 事前協議三事項(配置の重要な変更、装備の重要な変更、戦闘作戦行動)すべての適用除外

一 三事項につき、返還前どかりとする方式

返還に当たりしかるべき文書(交換公文等)により次の趣旨を合意(国会承認の対象)

「安保条約第六条の実施に關する交換公文(事前協議交換公文)は、沖縄については適用しない。」

一 三事項につき当分の間暫定的に返還前どかりとする方式

返還に当たりしかるべき文書(交換公文等)により次の趣旨

在合意—国会承認の對象

「安保条約第六條の實施に関する交換公文は、日米兩政府が合意する時期まで沖繩については適用しない。」

別途行政府限りの文書（合意議事録等）により次の趣旨を合意する。

「日米各政府は、同交換公文の適用の可能性を絶えず検討するものとし、返還の日から遅くとも×年×月×日までは、兩政府は、前記の時期を合意する目的で協議する。」

（注）この方式のヴァリエーションとして、事前協議条項の全面適用でなく修正適用を暫定期間經過後に行なう方式が考えられるが、その場合には、改めて国会の承認を必要とする事となる。

二 事前協議中「重要な裝備の変更」の適用除外

「核付（返還時に存置されるもののみならず、その後の新規導入も含む。）方式

返還にあたりしかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意—国会承認の對象

「安保条約第六條の實施に関する交換公文は、沖繩については、一合衆国軍隊の裝備にかける重要な変更」に該当する行動に関する限り、適用しない。」

（注）上をこれを暫定的なものとする方式もありうる。一前記一の參照

核の持込みのみならず、その戦闘作戦行動として使用—施設—區域からの発射等—をも自由にする

場合には、「戦時作戦行動の遂行としての施設・区域の使用」からも適用除外する必要がある。

② 核に関する現状維持方式（返還時に存置されるもののみ）

本方式は、實際上、存置核兵器を特記、公衆することにより米側が同意せざる限り採用不能であり、米側がこれに応ずるとは考えられぬが、一応の考え方として挙げれば、

③ これら列国の核兵器について、事前協議の交換公文の不適用を合意し、国会承認の対象とするのが、自然な処理振りであるが

④ 事前協議交換公文は適用されることとした上で、現存核兵器の存置については、返還と同時に事前協議を行ない、その

存置に同意するたてまえとし、右協議における核兵器（相当程度に具体性をもつた記述が必要）の存置に対する同意をあらかじめ示かるべき文書に附随し（場合によりインシヤル）、これを国会に提出する方法も理論的に考えられぬことではない。（右文書は、理論的には論議文書として提出すれば可なるも、政治的意図から承認対象とすべきや否や検討の要あり）

3 有事核ホシロ案

返還に当たりに示かるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意し国会承認の対象

「④ 米国政府は、日本国の安全若しくは極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき（注）四

条後段協定の事項に該当し又は日本国の安全若しくは極東
における国際の平和及び安全が外部からの大規模かつ突発
的な武力攻撃により危くされたとき（緊急事態）は、条約
第六条実施に關する交換公文の規定にかかわらず、且本國
政府に対する通報の後、核弾頭（及び中・長距離ミサイル）
を沖縄に導入することができらる。

何 何に定めるより本協定に備えるため、前述の交換公文の
規定にかかわらず、合衆国軍隊は、沖縄に（返還時に）現
存する核兵器貯蔵用施設（及び中・長距離ミサイル用基地）
を施設・区域として維持することが認められる。

何 合衆国政府は、何に基づき導入された核弾頭（及び中・

長距離ミサイル）を、その導入を必要とした脅威又は事態
が消滅したときは、直ちに沖縄から撤去しなければならな
い。

（注） 中・長距離ミサイルにつきかかると例を設ける
か否かは、オソソソを職務に限るか否かの問
題で検討を要する。
何及び何の事項の判定は、米政府にまかす候
か否かと考えられる。
何 返還時に於ける核の撤去の確認の問題のほか、
何に於ける日本政府への通報などの程度に行なり
べきか、何に於ける存置施設の確認の問題、何に
於ける撤去の事実の確認の問題がある。

三 事前協議中戦闘作戦行動の適用除外

1 戦闘作戦行動自由使用案

返還に当たりしかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意し国会承認の対象

「安保条約第六条の実施に関する交換公文は、沖縄については、沖縄から行なわれる戦闘作戦行動（同条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての在沖艦施設・区域の使用に関する限り、適用しない。」

（注）1 これを暫定的なものとする方式もありうる（前記一）の参考参照

また、戦闘作戦行動をさらに限定して、これを事前協議からはずす方式も考えられる。

2 戦闘作戦行動から適用除外する場合には、實際上「戦闘の重要な変更」からも除外する必要（兵力増強の要）が生じうる。

2 特定有事の戦闘作戦行動自由使用案

戦闘作戦行動は、あらゆる場合に「有事」の際に行なわれることとなるわけであるが、そのうちたとえは韓国、台湾に対する侵襲等特定有事の場合に限って前記1の適用除外を規定する方式も考えられる。ただし、韓国については、国連軍活動との関係で慎重処理を要する。

四 「本土なき」

三項について「本土なき」とした上で、事前協議に際し
政府の一般的態度を通報し、

本条による場合、米側を納得させるためには、非核三原則は
ある事態においては修正することがある旨をなんらかの形で宣
明する必要があるであろう。

返還に当たり日本政府よりの書簡により次の趣旨を一方的に
米政府に通報する（米側の留意等意向表明を妨げない。また、
右のやりとりを合意議事録等に収録する方法もありうる。）

「返還後の沖縄に対しては、もちろん、安保条約第六条の契
機に因する交換公文が適用されるととなり、したがって、米

国が同交換公文に基づき事前協議の主題となるべき行動を沖縄
において執るうとするときは、日本国政府は、当該事前協議の
際、^{具体的事例}に照らして提議される行動に同意するかどうか
を表明することとなるが、沖縄にある施設・区域の合衆国軍隊
による使用が沖縄を含む日本国全体の安全のため並びに極東に
おける国際の平和及び安全の維持のため果たす役割にかんがみ、
一般的にこのようにして維持される極東における国際の平和及
び安全が日本の安全のためきわめて重大な関係をもつことを考
慮し、日本国政府は、前記の具体的な事前協議の際には、提案
される米国の行動に対して同情的態度をもつて対処する意向で
あることを通報する。」

(注) 1 本案は、返還前までに「設備の重要を突更」に認

當するもの(核弾頭、中、長距離ミサイル、その基
地)を撤去し、かくことを前提とする。したがって、
右撤去の事実の確認の問題がある。

本案は、事前協議の特例を設けた(したがって、
法律上国会承認の対象となる)程度に至らないで、
なかかつ沖繩については本土なみと全く同一でない
よりなるのが考えられ、なかかつの観点から試みに起
案して見たものであつて、この点で日本側の一般的
姿勢を示す場合の表現として「同情的態度をもつて
対処」(又は「十分理解ある態度をもつて」等)の
こときものではたして適當であるか否か慎重検討を
要する。いづれにせよ、この部分を「米側の行動提
案を好意的に考慮する」のとき表現とする場合に
は「一方的意向の表明であつても」事前協議の特例
を包括的に設けたものと属され、国会承認の対象と
すべきものではないかと考えられる。

右の結果「同情的態度」その他事前協議の特例
を設けたと解され、範囲にとどまる表現が見出だ
される場合は、法律上は国会承認の対象とする必要
はないわけであるが、実際上は事前協議の際にい
ゆる非核三原則を修正することがありうるとの一般
的姿勢を示すこととなるので、政治的には国会承認
の対象とすべしとの考え方が十分成り立ちうる。
本案を核、職団作戦行動にほつて処理する方式
も考えられる。

三 第三項「本土なみ」方式

返還にあたり事前協議交換公文の適用につきなんらの措置も
執らない(交換公文をそのまゝ適用)。

(注) 核の不在の確認の問題あり。

共同声明案

昭和四三、一二、二六

半北

總理大臣と大統領は、日米兩國の相互信頼関係の枠内で、沖縄の施政権返還問題の解決をはかるため、沖縄の地位について検討した。その結果、總理大臣と大統領は、日米兩國共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還する取極において満しうることに見が一致した。よつて、両者は沖縄の日本への復帰を日本及び日本を含む極東の安全を最も有効に確保しつゝ、一九七二年末までに達成するため具体的な取決めに關し、兩國政府が協議に入ることにな合意した。この協議は、沖縄の防衛の責任の多くを引受けるという總理大臣が表明した日本政府の意図を考慮に入れるである。總理大臣と大統領は、日本及び日本を含む極東の安全保障を最も有効に

秘 極
無 期 限
10 詳 の 内
4 号

確保する必要を考慮しつゝ、米國が沖縄において兩國共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約に基づく施設区域として供与されることとに意見が一致した。總理大臣と大統領は、沖縄の返還が友好的な語合いにより行なわれることは、日米兩國の強い友好関係の証左であることとに意見が一致した。